

令和7年度 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料のお知らせ

遊佐町
令和7年7月発行

国民健康保険税について

世帯と人口			医療費				国民健康保険税		
遊佐町	国保加入者	国保加入割合				医療保険分	支援金分	介護保険分	
世帯	世帯	%	年度	件数	費用額	1人あたり	世帯あたり	世帯あたり	世帯あたり
4,845	1,835	37.9	6年度	件	千円	円	円	円	円
人	人	%	実績	52,065	1,182,437	430,447	92,911	32,956	31,885
12,043	2,747	22.8	7年度	件	千円	円	円	円	円
令和7年4月1日現在			見込	52,000	1,181,000	429,924	106,499	37,923	37,356

国民健康保険は、加入者の皆様が病気やけがをしたとき、安心して医療を受けることができるように、日頃から保険税を出し合い、医療費の支払いをする相互扶助の制度です。

加入者の皆様に納めていただいている国民健康保険税と国などからの補助金を財源に、医療費やその他の給付を行っています。

国民健康保険に加入されている世帯へ、世帯主あてに毎年7月中旬に国民健康保険税納税通知書をお送りします。納税通知書の納期限をご確認のうえ、期限内に納付をお願いします。

* 世帯主が国保以外の健康保険（職場の社会保険もしくは後期高齢者医療保険）に加入していても、家族の誰かが国保に加入している場合は世帯主に課税されます。この場合、世帯主の所得は算定の対象にはなりません。（ただし、軽減制度の判定の際には含まれます。）

* 国民健康保険への加入・脱退の異動があったときは、役場窓口にすみやかに届け出をしてください。年度途中で国民健康保険に加入した場合や資格を喪失した場合は、加入期間に応じて月割で計算されます。

◆令和7年度改正点

- ・課税限度額について、**医療保険分と後期高齢者支援金等分が引き上げられました。**
- ・軽減にかかる**判定基準額が変更**となりました。（詳しくは裏面をご確認ください）

◆税率および課税限度額について

- ・所得割の税率および均等割と平等割の金額については、令和6年度と同率・同額に据え置かれました。
- ・課税限度額は、医療保険分が**66万円**に、後期高齢者支援金等分が**26万円**に変更され、合算額は最高で**109万円**となりました。

課税項目	加入者全員		40～64歳の加入者
	【医療保険分】	【後期高齢者支援金等分】	【介護納付金分】
① 所得割 [令和6年中の総所得－基礎控除43万円]×税率 ・譲渡所得は、特別控除後の金額が課税対象となります。 ・営業所得・農業所得等は、専従者控除後の金額が課税対象となります。	7.00%	2.50%	2.40%
② 被保険者均等割 [国保世帯の加入者数に応じて計算]	26,000円	9,000円	12,100円
③ 世帯別平等割	20,600円	7,400円	6,500円
合計 (①+②+③の合計額が1年間の国保税額となります)	①+②+③=㉑	①+②+③=㉒	①+②+③=㉓
課税限度額 (医療分66万円、支援金分26万円、介護分17万円、合算額で最高109万円)	66万円 (旧:65万円)	26万円 (旧:24万円)	17万円

- * 世帯内に、国保に加入している介護保険第2号被保険者(40～64歳の加入者)がいない場合は、医療保険分の合計額①と後期高齢者支援金等分の合計額②を合算した額が国保税の年税額となります。
- * 表内の(旧)は令和6年度の数値です。

◆国民健康保険税の軽減制度について

1. 低所得世帯に対する軽減(被保険者 均等割額と世帯別 平等割額に対する軽減)

世帯の加入者全員(国保に加入していない世帯主を含む)の令和6年中の所得金額の合計が下表の軽減判定基準額に該当する世帯は、**均等割額と平等割額が軽減**されます。

* 世帯主が国保に加入していなくても世帯主の所得も含めて判定し、軽減を行います。

7割軽減	総所得金額等が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
5割軽減	総所得金額等が43万円+ 30.5万円 (※1)×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
2割軽減	総所得金額等が43万円+ 56万円 (※2)×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

(※1)…令和6年度:29.5万円 (※2)…令和6年度:54.5万円

*「給与所得者等」とは、一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または125万円超(65歳以上))を受ける人のことで、その人数が2人以上の世帯に加算されます。

■保険税軽減判定基準所得額早見表 (給与所得者等の数が0~1人の場合)

被保険者数	軽減判定基準所得額		
	7割軽減	5割軽減	2割軽減
1人	43万円以下	73.5万円以下	99万円以下
2人	〃	104万円以下	155万円以下
3人	〃	134.5万円以下	211万円以下
以下1人増につき	〃	+30.5万円	+56万円



■軽減割合と減額される額

軽減割合	医療保険分		後期高齢者支援金等分		介護納付金分	
	均等割	平等割	均等割	平等割	均等割	平等割
		26,000円	20,600円	9,000円	7,400円	12,100円
7割軽減	18,200円	14,420円	6,300円	5,180円	8,470円	4,550円
5割軽減	13,000円	10,300円	4,500円	3,700円	6,050円	3,250円
2割軽減	5,200円	4,120円	1,800円	1,480円	2,420円	1,300円

〈軽減を判定する際の注意事項〉

【軽減判定基準所得について】

- ・世帯の加入者全員(国保に加入していない世帯主を含む)の前年所得の合計金額です。判定対象者に未申告者がいる場合は判定されませんので、軽減されません。
- ・65歳以上の方の公的年金所得者については、公的年金所得から15万円を差し引いた額で判定します。(令和7年度国保税の場合は、令和7年1月1日現在で65歳以上の方が対象)
- ・事業所得で専従者控除の申告のある方は、控除前の所得で判定します。また、専従者給与を受け取っている方は、その所得は判定に含めません。
- ・土地・建物などの譲渡所得については、特別控除を差し引く前の金額で判定します。

【被保険者数】

- ・年度初め4月1日(年度途中からの加入世帯はその加入日)に、同じ世帯で国民健康保険に加入している人数で判定します。
※軽減は年度ごとに適用されますので、年度途中に加入者数の増減があっても軽減を月割したり、軽減を再判定したりすることはありません。(年度初めの加入数に増減があった場合は軽減が再判定されます。)
- ・特定同一世帯所属者(後期高齢者医療制度へ移行したことにより国民健康保険を脱退された方で、移行時から継続して同じ世帯主の世帯に属している方)の人数を含みます。なお、国保に加入していない世帯主は、通常、被保険者数に含みませんが、特定同一世帯所属者が世帯主の場合は被保険者として扱い、所得も含めて判定します。

2. 未就学児に係る均等割額の軽減

未就学児(小学校入学前の子ども)の被保険者について、均等割額が半額となります。なお、すでに均等割額が7割、5割、2割軽減されている未就学児についても同様に半額となります。

■軽減割合と減額される額

低所得世帯に対する軽減割合	未就学児軽減後の均等割の軽減割合	医療保険分	後期高齢者支援金等分
		26,000円	9,000円
7割軽減	8.5割軽減	22,100円	7,650円
5割軽減	7.5割軽減	19,500円	6,750円
2割軽減	6割軽減	15,600円	5,400円
軽減なし	5割軽減	13,000円	4,500円

3. 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行される人(特定同一世帯所属者)がいる場合

国民健康保険に加入していた方が、後期高齢者医療保険に移行したことにより、国民健康保険の加入者が世帯に1人になる場合、医療保険分と後期高齢者支援金等分(介護納付金分は除く)の平等割について、5年間は2分の1が軽減されます。また、5年を超え8年を経過するまでは4分の1が軽減されます。(低所得世帯に対する軽減が該当していても併せて該当します)

4. 社会保険等から後期高齢者医療制度に移行される人の被扶養者(旧被扶養者)の場合

社会保険等に加入していた方が後期高齢者医療制度に移行することにより、その方の被扶養者となっていた65歳以上75歳未満の方が、国民健康保険に加入することになった場合は、次のとおり減免されます。(ただし、均等割と平等割については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までに限り減免されます。)
※健康福祉課 国民健康保険係へ減免申請書の提出が必要です。

所得割	均等割	平等割
全額免除	旧被扶養者分 半額	旧被扶養者のみの世帯の場合、半額

(※低所得世帯の7割軽減・5割軽減に該当する場合および上記3の特定同一世帯の半額軽減に該当する場合を除く)

5. 非自発的失業者に対する軽減

倒産や解雇、雇い止めなどにより離職された方(離職時の年齢が65歳未満の方)で、次に該当する方について、国民健康保険税が軽減されます。(※健康福祉課 国民健康保険係へ軽減にかかる申告書の提出が必要です。)ただし、離職日により軽減適用期間が異なります。

- ①雇用保険の特定受給資格者(「雇用保険受給資格者証」離職理由コード11. 12. 21. 22. 31. 32の方)
- ②雇用保険の特定理由離職者(「雇用保険受給資格者証」離職理由コード23. 33. 34の方)

※ 軽減内容・離職者本人の前年の給与所得を30/100として算定。給与所得以外は軽減の対象外。

6. 産前産後期間の軽減

国民健康保険に加入している被保険者で、出産予定または出産した方(※1)について、単胎または多胎により以下の期間、**所得割額と均等割額(※2)**が軽減されます。

(※1) 出産とは妊娠12週(85日)以降の分娩のことをいい、死産・流産(人口妊娠中絶を含む)および早産も対象となります。

(※2) 均等割額について低所得世帯に対する軽減(7・5・2割軽減)が適用されている場合は、軽減後の額がさらに軽減されます。

- ・単胎: 出産予定月または出産日の前月～翌々月(4ヶ月間)
- ・多胎: 出産予定月または出産日の3ヶ月前～翌々月(6ヶ月間)

※なお、出産予定月と実際の出産月が異なった場合でも原則として期間変更はせず、届出時の出産予定日に基づき軽減します。

例1: 令和7年7月出産(単胎・軽減期間4ヶ月)

5月	6月	7月	8月	9月	10月
----	----	----	----	----	-----

例2: 令和7年8月出産(多胎・軽減期間6ヶ月)

5月	6月	7月	8月	9月	10月
----	----	----	----	----	-----

例3: 令和8年2月出産(単胎・年度をまたぐ場合)

12月	1月	2月	3月	4月	5月
-----	----	----	----	----	----

※この場合、3月分までは令和7年度の保険税が軽減され、4月分は令和8年度の保険税が軽減されます。

<届出について>

健康福祉課 国民健康保険係へ軽減届出書、下記書類の提出が必要です。

1. 出産予定日または出産日が確認できるもの(例: 母子健康手帳 等)
2. 単胎・多胎の別が確認できるもの(1. と同一のもので可)
※出産後の届出の場合は、対象被保険者と出産した子の身分関係を明らかにできるものが必要な場合があります。
3. 納税義務者(世帯主)および対象被保険者の個人番号が分かるもの
4. 届出人の本人確認書類(個人番号カード・運転免許証 等)

【65歳以上の皆さんへ】介護保険料について

令和7年度における介護保険料は、第9期 遊佐町介護保険事業計画に基づき、基準額を次のように定め、所得等により13段階に調整した保険料を納付していただきます。

【基準額 年額 78,000 円】

保険料段階	対象範囲		基準額に対する割合	年間保険料
第1段階	生活保護受給者または町民税非課税世帯 本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が 80.9万円 以下の方		基準額 ×0.285	22,230円
第2段階	世帯全員が 町民税非課税	本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が 80.9万円超～120万円 以下の方	基準額 ×0.485	37,830円
第3段階		第1、第2段階以外の方	基準額 ×0.685	53,430円
第4段階	本人が町民税 非課税の方で、 世帯の中に町民 税課税者がいる	本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が 80.9万円 以下の方	基準額 ×0.9	70,200円
第5段階		本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が 80.9万円 を超える方	基準額	78,000円
第6段階		本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	93,600円
第7段階	本人が 町民税課税者	本人の前年の合計所得金額が120万円以上 210万円未満の方	基準額 ×1.3	101,400円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上 320万円未満の方	基準額 ×1.5	117,000円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上 420万円未満の方	基準額 ×1.7	132,600円
第10段階		本人の前年の合計所得金額が420万円以上 520万円未満の方	基準額 ×1.9	148,200円
第11段階		本人の前年の合計所得金額が520万円以上 620万円未満の方	基準額 ×2.1	163,800円
第12段階		本人の前年の合計所得金額が620万円以上 720万円未満の方	基準額 ×2.3	179,400円
第13段階		本人の前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.4	187,200円

※第1～5段階に該当する方については、合計所得金額に給与所得または公的年金にかかる雑所得が含まれている場合には、給与所得金額、または公的年金等所得の合計額から10万円を控除した後の金額を算定します。

■ 特別の事情がなく保険料を納めない場合

◆1年間滞納した場合	介護サービスの利用料がいったん全額利用者負担になります。
◆1年6ヶ月間滞納した場合	一時的に介護保険給付が差し止められます。なお、滞納が続く場合には差し止められた介護保険給付額から滞納分を控除することがあります。
◆2年間滞納した場合	利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

【75歳以上の皆さんへ】後期高齢者医療保険料について

保険料額は、山形県後期高齢者医療広域連合で保険料率を決定し賦課計算したもので、保険料率は山形県内一律となっています。町は、窓口業務および徴収業務を担当します。

《後期高齢者医療保険料の算定表》

所得割額＋均等割額＝年間保険料

賦課限度額 80万円

所得割額	(令和6年中の所得－43万円) × 9.43 % (所得割率)
均等割額	47,600 円

保険料は2年に1度見直しが行われ、令和5年度までは、以下のとおりでした。

所得割率 8.80 %
均等割額 43,100円
賦課限度額 66万円

■令和7年4月1日以降に納付義務および資格の発生・消滅があるときは月割にて算定します。
年間保険料 ÷ 12ヶ月 × 加入月数

◆後期高齢者医療保険料の軽減制度について

【均等割額の軽減】 加入者と世帯主の所得金額の合計で判定します。

加入者および世帯主の合計所得	軽減割合	軽減後の金額※1
{43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)} 以下	7割	14,280円
{43万円+(加入者数×30.5万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)} 以下	5割	23,800円
{43万円+(加入者数×56万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)} 以下	2割	38,080円

※1 軽減後の金額は、100円未満を切り捨てる前の金額です。

〈軽減を判定する際の注意事項〉

- (1)軽減判定の基準日は毎年4月1日です。年度途中で資格取得した場合は資格取得日になります。
- (2)判定対象者に未申告者がいる場合は判定されませんので、軽減されません。
- (3)均等割額軽減判定時の年金所得金額計算方法
年金所得金額－高齢者特別控除額(15万円)＝軽減判定時の年金所得金額

◆社会保険等の被保険者の扶養家族だった方への特別措置

制度加入する前日まで社会保険等の被保険者の扶養家族だった方は、急な負担増を和らげるために、加入時から2年間、次の特別措置があります。

①所得割額の負担はありません。②均等割額は5割軽減になります。 ⇒ 令和7年度の保険料 **年間23,800円**

保険料の納め方は2種類に分かれています

特別徴収 (年金から引き去り) 年6回	・年金(老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金等)が年額18万円以上の方 ※ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料または国民健康保険税の合計額が、年金受給額の2分の1を超える場合は普通徴収になります。
	○4月・6月・8月…仮徴収 (令和7年2月徴収額と同額を納めます。) 新たに特別徴収が開始される方は、前々年の所得などをもとに計算した金額を納めます。 ○10月・12月・2月…本徴収 前年の所得などをもとに算出された保険料(税)から、仮徴収を除いた額を3回に振り分けて納めます。
普通徴収 (納付書または口座振替) 年8回	・上記年金受給額が年額18万円未満の方 ・今年度中に65歳になった方(介護保険料)、または75歳になった方(後期高齢者医療保険料) ・今年度他市町村から転入してきた方 ・令和7年4月1日現在で年金を受給していなかった方
	○7月から翌年2月まで、8期に分けて納めます。

※ 国民健康保険税および後期高齢者医療保険料が特別徴収されている方で、一定の要件に該当する方は、申し出により普通徴収(ただし、口座振替に限る)に切り替えることができます。

お問い合わせは、下記までお願いします。

- | | | |
|-----------------|---------------|------------------|
| ■課税内容・金額について | 町民課 課税係 | 0234-72-5876(直通) |
| ■納付について | 町民課 納税係 | 0234-72-5411(直通) |
| ■資格・制度(給付)等について | | |
| 国保・後期高齢者医療 | 健康福祉課 国民健康保険係 | 0234-72-5875(直通) |
| 介護保険 | 健康福祉課 介護保険係 | 0234-28-8251(直通) |

また、後期高齢者医療についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

〒991-0041 山形県寒河江市大字寒河江字久保6 山形県国保会館内
山形県後期高齢者医療広域連合 TEL 0237-84-7100